

嘉島町

街に、ルネッサンス ―――



独立行政法人都市再生機構

平成 28 年熊本地震復興関係

嘉島町とUR都市機構が 「災害公営住宅の整備に係る基本協定」を締結しました

平成29年4月18日、嘉島町の熊本地震からの復興と、町民のすみやかな恒久的住まいの確保の実現を図ることを目的として、嘉島町とUR都市機構は、「平成28年熊本地震における災害公営住宅の整備に係る基本協定」を締結しましたのでお知らせします。

この協定は、嘉島町の復興の加速化を図るため、UR都市機構のこれまでのまちづくりや過去の震災、東日本大震災からの復興まちづくりの経験を活かし、嘉島町における災害公営住宅の円滑な整備を推進する協力関係を確認するものです。 別添協定書



写真左より 西周 健一郎 UR都市機構九州支社長 荒木 泰臣 嘉島町長

(お問い合わせ先)

嘉島町 建設課 電話 096 (237) 2619

UR都市機構九州支社

都市再生業務部市街地整備第 1 課 電話 092 (722) 1063 総務部 総務課 電話 092 (722) 1004

平成28年熊本地震における災害公営住宅の整備に係る基本協定

嘉島町(以下「甲」という。)及び独立行政法人都市再生機構(以下「乙」という。)は、平成28年熊本地震(以下「熊本地震」という。)の被災者の居住の用に供する甲の災害公営住宅(以下「住宅」という。)の整備について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、熊本地震の被災地における早期復興を図るため、甲乙相互に協力して住宅を 整備するための基本的な事項を定めることを目的とする。

(住宅の建設用地の選定等及び基本計画の策定)

第2条 甲は、住宅の建設用地(以下「土地」という。)の選定を行うとともに、住宅の構造、戸数、附帯施設の内容、事業期間等を定めた基本計画(以下「基本計画」という。)を策定することとし、乙はこれに協力する。

(甲の要請)

第3条 甲は、基本計画が策定された場合には、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第14条第3項の規定により、乙に対し、これを示して、住宅の建設及び譲渡の業務(次条第2項各号に掲げる業務を含めることができる。)の実施を要請する。

(乙の業務)

- 第4条 前条による甲の要請があった場合は、乙はこれに誠実に対応するとともに、乙の実施する業務について、甲乙間で協議を行う。
- 2 乙は、住宅の建設及び譲渡を行うとともに、これに附帯する業務として、次の各号の業務を 実施するものとし、前項の協議によりその内容を決定する。
 - 一 附帯施設の建設
 - 二 その他住宅の建設及び譲渡に必要な業務

(契約締結)

第5条 前条の規定により乙が業務を実施する場合は、甲の議会承認の上、甲乙間で費用負担及 び住宅の買取りについての契約を締結する。

(乙の援助)

第6条 乙は住宅の整備に関し、情報の提供、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。

(定めのない事項等)

第7条 本協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙間で誠実に協議して 定めるものとする。 本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 29 年 4 月 18 日

甲 熊本県上益城郡嘉島町大字上島530番地 嘉島町長 荒 木 泰 臣

乙 福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号 独立行政法人都市再生機構 九州支社

支社長西周健一郎